

事務事業の見直し及び 行財政改革に係る基本方針

平成15年10月27日

広 島 県

目 次

I 広島県の分権改革の基本的な考え方	1
II 事務事業の見直し方針	5
1 事務事業見直しの基本的な考え方	5
2 分野別の事務事業の見直し方針	5
(1) 環境生活分野	5
① 環境行政のあり方	5
② 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担	7
(2) 福祉保健分野	9
① 福祉事務所業務の町への移管、保健所業務の市などへの移管、 児童相談業務等のあり方	9
② 社会福祉施設における行政と民間の役割分担	11
(3) 商工労働分野	12
① 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方	12
② 産業振興施策のあり方	13
③ 雇用労働施策のあり方	14
(4) 農林水産分野	16
① 農林水産業関係の基盤整備のあり方	16
② 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方、産地育成 や施設整備に対する関与のあり方、農林水産業関係の規制・ 監督行政のあり方	18
③ 農業改良普及事業のあり方	20
(5) 土木建築分野	21
① 土木建築関係の基盤整備のあり方	21
② 都市・建築行政のあり方	23
(6) 教育分野	24
① 義務教育のあり方	24
② 生涯学習における県教育委員会の役割の整理	26
III 行財政改革に係る方向	28
1 財政健全化に向けての取り組み方向	29
2 行政システム改革の取り組み方向	30
IV 資料	31
1 事務事業の見直し基準	31
2 「分権改革推進プログラム」の策定スケジュール	32

広島県の分権改革の基本的な考え方

【 分権改革を巡る国の動き 】

近い将来の人口減少社会の到来や少子・高齢化社会の急速な進展，低経済成長社会の到来といった社会環境の大きな変化に加え，個人の価値観や住民ニーズの多様性が増す中，中央集権型行政システムの制度疲労が顕在化し，自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権改革が求められてきた。

平成 7 年の地方分権推進法から平成 12 年の地方分権一括法の施行を経て，国と地方の関係は概念的には「対等，協力の関係」と整理された。機関委任事務についても制度が廃止され，地方の事務として，地方公共団体が創意工夫しながら実施する仕組みに改められたが，地方分権推進委員会最終報告（平成 13 年 6 月）が指摘しているように，こうした地方の事務を自主的・自立的に処理するためには国庫補助負担金等を通じた国の関与を一層縮減するとともに，税源移譲等によって財源面での自主性・自立性を向上させることが不可欠である。

このため，国においては，本年 6 月に閣議決定された「経済財政と構造改革に関する基本方針 2003」の中において，国庫補助負担金の廃止縮減，地方交付税の見直し，国から地方への税源移譲を含む三位一体改革の具体的な改革工程を示し，「改革と展望」（～2006 年）の期間中に，国庫補助負担金については，概ね 4 兆円程度を目途に廃止・縮減を行うとともに，廃止する国庫補助負担金の中で，引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては，¹基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしている。

しかしながら，廃止すべき国庫補助負担金の内容や地方へ移譲する税目など肝心な部分は，今後の予算編成や税制改正時の議論を踏まえて検討されることになっているため，地方に対してどの程度の影響が及ぶのか，その全貌が依然として不透明である。

一方で，地方制度調査会では，市町村合併後の新たな地方自治制度のあり方について，調査審議が行われ，本年秋には，基礎的自治体，大都市，都道府県の将来のあり方などについて，答申が出されるとともに，地方分権改革推進会議においても，地方分権時代における地方公共団体の行財政運営のあり方などについて議論され，来年春

1 基幹税：税源が普遍的に存在し，中核的な役割を果たす所得税や消費税など

頃には答申が出される予定であり，地方自治制度全般に係わる抜本的な改革が進められることが予想される。

【 本県の現状 】

本県においては，基礎的自治体である市町村の合併が急速に進展し，平成14年度当初に86あった市町村数は平成17年度当初には3分の1程度に減少し，その多くが市になるという状況にある。

本来，「住民に身近な行政はできるだけ身近な自治体で実施」できるよう，地方分権の中心的な担い手として基礎的自治体の行政体制を整備することが市町村合併の大きな目的であったことを踏まえると，県と基礎的自治体の役割分担の明確化と県から基礎的自治体への事務・権限の移譲は，喫緊の課題であると言わざるを得ない。

また，国と同様に本県も県内市町村も共に危機的な財政状況にあり，特に本県財政は，今後，500～700億円の財源不足額が見込まれるなど，極めて危機的な状況に直面している。こうした状況に加え，三位一体の改革は，国・地方を通じた財政健全化の色彩が濃く，国庫補助負担金，地方交付税の大幅な縮減が懸念される中で，歳出の徹底的な見直しを初め，効率的で小さな行政を実現することは不可欠な状況である。

【 広島型の分権改革 】

分権改革は，単に国から県，県から基礎的自治体へと事務や権限を移すことにより，地域の実態や住民ニーズに沿った行政を推進するだけでなく，本来，基礎的自治体だけで完結できる事務について，国や県の関与を縮減することにより，二重，三重の行政を排除し，トータルとしてスリムで効率的な行政の構築に結びつけようとするものであり，分権改革と行財政改革は，表裏一体の関係にある。

また，厳しい財政状況を改善するための行財政改革を進める上において，県の役割分担がどうあるべきかという前提が不可欠であり，分権改革によって，県の将来像を明らかにする議論と，いかに効率的で小さな行政組織を作っていくかという行財政改革の議論を相互に関連付けながら行う必要がある。分権改革と行財政改革を有機的に結びつけ一体的に行うことを特徴として，広島型の分権改革を推進する必要がある。

【 分権改革の具体化 】

分権改革を推進する上で、先ず、国、県、市町村の間、また、行政と民間との間の役割分担を抜本的に見直すことによって、県の役割分担を明確化した上で、その役割を果たしていくための県のあり方を明らかにしていく必要がある。

県の役割分担を明らかにしていくためには、事務事業の全てについて、真に必要な事務事業なのか、社会経済情勢の変化に伴い役割を終えてはいないかという視点で、廃止を検討することや、民間でも実施可能な事務事業については、行政の役割を廃止・縮減するという視点で民間への移管を検討することにより、行政の役割自体を見直すことが必要である。その上で、引き続き行政で担っていくべき事務事業については、基本的には、住民に身近な行政は可能な限り、基礎的自治体が行い、基礎的自治体で担えないものを広域自治体である県が処理するという「²市町村優先の原則」「補完性の原理」を徹底し、基礎的自治体への大幅な事務・権限の移譲を目指すべきである。

従って、基礎的自治体は、地域の総合的な行政主体として、県に極力依存することなく、福祉や教育、まちづくり、農山漁村整備など住民に身近な事務を自主的かつ自立的に担っていくことができるよう、その体制を整備する必要がある。

この際、基礎的自治体の体制整備に当たっては、当面、県においても必要な財源措置や人的措置等、総合的な支援を行う必要がある。

また、事務事業の見直しに当たって、国と県との関係や国の法令並びに制度上の制約がある事務・権限については、国における法令改正や制度の見直しを提案していくこととなるが、県独自に取り組むことのできる行政事務の民間への移管や基礎的自治体への事務・権限の移譲については、先行して実行していくこととする。

合併先進県として、自らできる分権改革を徹底的に行うことが、地方分権改革のモデルとして、国の分権改革を促す起爆剤にもなり得ると考えられる。

こうした取組みに着手した上で、地方分権改革推進会議や地方制度調査会における今後の議論も踏まえながら、県の役割やあり方について、さらに見直しを進めていく必要がある。

2 「市町村優先の原則」「補完性の原理」：役割分担に際して、先ず基礎的自治体を優先し、次いで広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業のみを担うという考え方。
「ヨーロッパ地方自治憲章」や「世界地方自治宣言」は、「補完性の原理」を謳っている。

【 県の行財政改革 】

地方分権一括法の施行により、地方の自主性・自立性が発揮できる領域が拡大する一方で、県税収入はかつてない落ち込みをみせるといった厳しい環境にある中、それぞれの地域が知恵と工夫を競う地域間競争の時代に突入しており、引き続き、広域自治体として県が担うべき役割を果たすためには、県の徹底的な行財政改革は不可欠である。

本県においては、これまでも「行政システム改革推進計画（平成12年度～平成16年度）」や「中期財政運営方針（平成12年度～平成16年度）」に基づく改革を推進し、組織・定数のスリム化や財政の健全化などに一定の成果を挙げてきたところであるが、本格的な地方分権時代を迎え、県政を取り巻く環境がこれまで以上に急激に変化する中、限られた行政資源（ヒト、モノ、金）の下、従来にも増して県民満足度を高められる質の高い行政サービスを提供していくため、行財政システム全般にわたる抜本的な改革を推し進めていく必要がある。

【 将来方向 】

合併により広域化し、幅広い事務・権限を持った基礎的自治体が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための総合的な行政主体として、自己完結型自治体へと転換していく一方で、広域自治体である県は、基礎的自治体を超える広域の事務に重点を置くとともに、基礎的自治体に関しては、連絡調整事務を主として担い、これまで県が多く役割を果たしてきた基礎的自治体の補完的な行政事務については、極力縮減して最小限にしていくこととなる。

こうした、基礎的自治体と県との新しい関係を具体化した上で、県が地方分権時代にふさわしい役割を果たしていくためには、現在国が担っている事務事業についても、その多くは地方で担えるものとして、大胆に移譲を求めるとともに、都道府県合併、道州制等を視野においた都道府県の広域化の議論も進めていく必要がある。

事務事業の見直し方針

1 事務事業見直しの基本的な考え方

広島県分権改革推進審議会（以下「審議会」という。）においては、国、県、基礎的自治体の役割分担を明らかにするため、先ず、県で行っている事務事業について、分野ごとに論点を抽出して、個別に具体的な議論が行なわれ、併せて、関連する国の事務事業についても議論された。

これらの論点は、県の事務事業の全てを網羅するものではないが、分野ごとの代表的なものを抽出したり、大括りの論点とするなど、他の事務事業の議論にも活かせるものとなっているため、全ての事務事業について、同様の観点から議論を行い、早急に見直しを検討・実施する必要がある。

具体的な見直しの基準については、第1回審議会で了承された「事務事業見直し基準（31 ページ）」を踏まえ、事務事業の廃止や行政サービスの民間への移管や開放を含んだ見直しを行い、行政の役割とされるものについて、「市町村優先の原則」「補完性の原理」に基づいて、国、県、基礎的自治体の役割分担を整理する必要がある。

なお、役割分担の整理によって、基礎的自治体への事務事業の移譲を推進する際には、市町村合併の動向を踏まえて、基礎的自治体と十分協議しながら検討を進めることとする。

2 分野別の事務事業の見直し方針

各分野ごとに広島県分権改革推進審議会の中間報告を踏まえた対応方針を次のとおり整理する。

（１）環境生活分野

環境行政のあり方

〔審議会中間報告〕

公害対策や廃棄物対策などの環境行政については、広域にわたるものとして、現在、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象とする許認可などの事務や、生活排水対策など、地域住民の生活に密着した事務もある。

環境行政については、国が全国状況を把握して制度や基準を設け、都道府県等が規制対象施設に対する監督や大気汚染等の常時監視を担当していると

というのが大まかな役割分担であるが、県の事務については、その多くが地域事務所で完結している。

また、政令指定都市等（広島市、福山市、呉市）は、環境部門において地域事務所の担っている事務の多くについて担当している。

これらの実態を踏まえると、地域事務所で担当している環境行政の多くは、地域内で完結するものであり、地域の実情に応じて、基礎的自治体で実施した方が効果的、効率的なものが多く含まれると考えられる。

従って、地域事務所で担当している事務のうち地域性の強い事務については、基礎的自治体へ移譲することを原則とし、規制基準や計画策定、営業の許可等、広域性があり県で引き続き担当すべき事務については、地域事務所でなく本庁直轄で対応する方向で事務の整理を行うべきである。

なお、基礎的自治体への移譲に当たっては、専門性や効率性の面で、単独の基礎的自治体で実施することが難しい事務については、一部事務組合や広域連合等の仕組みを活用すべきである。

廃棄物対策のうち生活排水の処理については、現在も一般廃棄物として市町村の役割であるが、合併処理浄化槽の設置届出の受理や立入検査等の事務は県の事務となっている。また、浄化槽設置に対する市町村の助成に対して、国や県が補助金を交付しており、市町村で完結していない。

これらの事務は、最も住民に身近な事務として、基礎的自治体で完結すべき事務と考えられるため、生活排水の処理に関する事務は全て基礎的自治体の事務として整理するとともに、国や県の補助金についても、公共下水道や農業集落排水事業を含めて、基礎的自治体の一般財源として自主的に対応できるように、見直されるべきである。

【 対応方針 】

○ 基礎的自治体への移譲事務の検討

ばい煙発生施設や污水関係特定施設に関する規制など、地域事務所で担当している事務を中心に、地域性が強く基礎的自治体に移譲が可能な事務を整理し、基礎的自治体への移譲を検討する。広域性があり、引き続き県で担当すべき事務については、本庁直轄を検討する。

○ 合併処理浄化槽に係る事務の移譲検討

合併処理浄化槽の設置届出や立入検査等に関する事務については、住民に身近な事務であり、民間の指定検査機関等を活用しながら、基礎的自治体で実施可能であるため、他の環境部門の事務と併せて基礎的自治体への移譲を検討する。

○ 合併処理浄化槽設置助成等に対する補助金の見直し

合併処理浄化槽設置助成や公共下水道、農業集落排水事業等については、基礎的自治体の自主的な判断で完結的に実施できるよう、国庫補助金の見直しと一般財源化を国に対して提案する。

また、県独自の補助金についても、県と基礎的自治体との役割分担を踏まえ、見直しを検討する。

② 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担

〔審議会中間報告〕

自然公園のうち国立公園については、国が直接事務を執行し、国定公園については、公園の指定と公園計画の決定を国が、具体的な施設整備や行為の許可を県が行っている。県立自然公園については、全て県が事務を執行している。

これらのうち、宿泊施設を備えるなど収益性のあるレクリエーション施設については、基礎的自治体に委ねて地域の実情に沿った運営をすべきであるという考え方もあるが、基本的には、採算性や設置目的等を個別に精査し、いかにこれらの施設を活用するかという視点で、民間の活用も含めて、効果的、効率的な運営方法を検討すべきである。

また、収益施設ではない遊歩道やトイレ、展望台などの自然公園施設については、利用者のニーズや地域の実情を適確に反映しながら、効率的な管理や整備を行うという観点から、極力基礎的自治体に移譲すべきである。

自然公園内における行為の許可についても、基礎的自治体が最も地域の実情に通じており、申請者の利便性の向上にもつながることから、基礎的自治

体で実施できるよう制度改正がなされるべきである。

【 対応方針 】

○ レクリエーション施設のあり方の検討

宿泊施設を備えるなど収益性のあるレクリエーション施設については、施設ごとに、その採算性や設置目的等を個別に精査し、廃止の検討も含め、指定管理者制度導入を視野に入れた民間活用や基礎的自治体への移譲など、あり方の検討を行う。

○ 非収益施設の管理の基礎的自治体への移譲検討

遊歩道や展望台など地域に密着した自然公園施設については、利用者のニーズや地域の実情を適確に反映できる基礎的自治体への管理権限の移管を進め、将来的には施設の基礎的自治体への移譲を検討する。

○ 行為の許可の基礎的自治体実施に向けた制度改正等

国定公園、県立公園において、地域性の強い行為の許可については、県の事務の基礎的自治体への移譲を検討する。国立公園における地域性の強い行為の許可については、基礎的自治体で実施できるよう、国への制度改正提案を検討する。

併せて、「広島県の事務を市町村が処理する特例を定める条例」を活用して基礎的自治体へ移譲できる事務についても検討を行う。

② 社会福祉施設における行政と民間の役割分担

〔審議会中間報告〕

施設福祉サービスにあたっては、高齢者から重度障害者まで、すでに民間社会福祉法人が事業主体の中心となって、サービスを提供している状況を踏まえ、「民間でできることは、民間に委ねる」との基本的考え方に立って、行政と民間との役割分担を見直す必要がある。

こうした考え方から、現在、11ある県立社会福祉施設すべてにおいて、県が設置すべき必要性やその役割の終わったもの、引き続き設置運営すべき必要性があると認められるものについて十分検討した上で、県が自ら設置する役割の終わった施設については、民間社会福祉法人を中心として、移管を進めるべきである。

また、引き続き設置運営すべき必要性がある施設についても、官業開放的な考え方に立って、現行の管理運営のあり方を見直し、民間活用を図るべきである。

【 対応方針 】

○ 県立社会福祉施設の設置運営方法の見直し

民間社会福祉法人等への移管が適当と認められる施設については、随時、移管を進めるとともに、引き続き、県が設置する必要がある施設についても、指定管理者制度導入を視野に入れた管理運営のあり方について、早急に検討を行う。

（２）福祉保健分野

① 福祉事務所業務の町への移管，保健所業務の市などへの移管， 児童相談業務等のあり方

〔審議会中間報告〕

福祉保健行政については，住民の日常生活に最も密接に関係する分野であることから，高齢者，身体障害者，知的障害者に係る福祉サービスの提供から介護保険事業の運営，あるいは，母子保健など頻度の高い保健サービスの提供など，すでに基礎的自治体において，多くの福祉保健サービスを担っている。

一方で，県は，生活保護事務や個人給付サービスなどを実施する福祉事務所業務や対人・対物保健サービスを担っている保健所業務，また，非行児童・児童虐待などへの対応を行っている児童相談所業務や住民との相談窓口となる民生委員児童委員や各種福祉関係相談員の設置運営については，法令等により設置義務のない市や町村区域を所管として，いわゆる，補完的に事務を担ってきた。

すでに基礎的自治体において，福祉・保健に関する事務事業を担っている実態を踏まえ，福祉保健サービスは，地域住民の生活と密着した行政サービスであるとともに，保健・医療・福祉は一体的かつ不可分なものであり，住民の相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点からも，基本的には，基礎的自治体で対応すべきである。

こうした考え方に立って，これまで県が担ってきた福祉事務所業務については，すべての町へ設置することを基本に，とりわけ，合併後の町においては，できる限り早期に福祉事務所を設置できるよう，その促進策を検討するとともに，保健所業務や児童相談所業務についても，地域の実情を踏まえ，住民に身近な基礎的自治体で担うことができるよう，現行の設置要件の見直しや広域連合，一部事務組合を活用した設置形態の創設を国へ働きかけていくべきである。

なお，福祉事務所や保健所の設置にあたっては，市や町などの自主的な取

組みが求められるが、引き続き、設置が困難と判断された場合には、県が所管する業務を、すでに福祉事務所あるいは保健所を設置する市へ委託できる仕組みも検討すべきである。

民生委員児童委員をはじめ、各種福祉関係相談員の設置にあたっては、地域住民との相談窓口の最前線として、重要な役割を果たしていることから、できる限り基礎的自治体で委員等の設置から指揮監督に至るまで、一体的な設置運営が可能となる仕組みとすべきである。

【 対応方針 】

○ 町への福祉事務所設置の促進

すべての町に対して福祉事務所設置の働き掛けを行うとともに、福祉事務所設置に係る県の人的支援等について検討を行う。

なお、福祉事務所設置後においても、引き続き、県が行う事務のうち、市や町で実施することが適当な事務については、更なる権限移譲の検討を行う。

○ 保健所設置、児童相談所設置について国への提案

現行の設置要件の緩和及び広域連合や一部事務組合による共同設置が可能となるよう、国との協議・調整を含め、国へ提案を行う。

児童相談所設置にあたっては、国への主要事業提案で要望しているところであり、引き続き、国に対して強力に働き掛けを行う。

なお、国においては、すでに児童相談業務の見直しに併せて児童相談所の設置要件の緩和を検討していることから、今後の法改正の動向等も踏まえながら、関係市との協議を進める。

○ 県の福祉事務所業務、保健所業務の事務委託の検討

現在、県福祉事務所、県保健所が管轄する区域の事務を県から福祉事務所あるいは保健所を設置する市へ委託することについての制度上の問題や事務処理上の課題など、国との協議・調整を含め、検討を行う。

○ 民生委員児童委員など福祉関係相談員設置について国への提案等

民生委員児童委員をはじめ各種福祉関係相談員の役割等を踏まえ、個別に検討を行い、基礎的自治体が主体的に実施することが適当なものは、基礎的自治体において設置運営が一元化されるよう国へ提案を行う。

(3) 商工労働分野

中小企業等への金融支援，経営指導のあり方

〔 審議会中間報告 〕

県費預託融資制度については，平成 14 年度の新規融資枠 1,223 億円に対して，利用実績は 541 億円（融資枠の 44%）と低迷している。利用実績のうち，経営安定資金（一般資金）融資が 481 億円と，ほとんど（89%）を占めており，他の政策的融資メニューの利用状況は低調である。

こうした状況は，主には資金需要の低迷によるものであるが，利用者にとって融資メニューが使いにくい面もあるので，金融機関独自の融資との役割分担や利用者ニーズを踏まえて，実態に合った融資枠の見直しを行うとともに，特に利用実績の低い政策的資金については，融資メニューの見直しを行うべきである。また，全国的な状況を踏まえつつ，東京都などが取り入れている市場型間接金融等，新たな制度の導入について検討すべきである。

経営改善普及事業については，小規模事業者の経営改善の支援のため，商工会，商工会議所及び県商工会連合会を支援団体と位置付けて，経営指導員等 517 人の人件費 26.6 億円を県が補助している。

県は，人件費を補助していることを踏まえ，主体性を持って，この事業の成果を検証するとともに，経営指導員等の具体的な適正配置を含め，経営改善普及事業の重点化，効率化を強力に進めるとともに，商工会の合併促進に，前向きに取り組むべきである。

また，現行商工会法では，市町村が合併しても商工会はそのまま存続でき，商工会議所と商工会の合併については法的整備がなされていないので，市町村合併に伴い，市域にある商工会と商工会議所との合併が可能となるよう，国へ法的整備を働きかけるべきである。

【 対応方針 】

○ 県費預託融資制度の見直し

金融機関独自の融資との役割分担や利用者ニーズを踏まえて，融資枠の見直しを行うとともに，特に利用実績の低い政策的資金については，平成 16 年度当初に向けて融資メニューの見直しを行う。また，一般資金については，

全国的な状況を踏まえつつ、市場型間接金融等、新たな制度の導入について検討を行う。

- 経営改善普及事業の見直し

平成 14 年 3 月に策定した「広島県商工会等広域連携・合併計画（マスタープラン）」に基づき、計画の実現に向け、経営指導員等の具体的な適正配置を含め、経営改善普及事業の重点化、効率化を強力に進めるとともに、商工会の合併を促進する。

- 商工会と商工会議所との合併の法的整備の提案

中国地方知事会として、平成 14 年度から国へ提案しているが、県としても、商工会と商工会議所との合併が可能となるよう、あらゆる機会を通じて国へ法的整備を働きかける。

産業振興施策のあり方

〔審議会中間報告〕

現在の産業振興施策は、工業技術センター等による技術支援、研究開発補助、地場産業振興補助、販路開拓支援、産学官連携など既存産業の振興や、新規創業やベンチャー育成など新規産業の創出に関する事業を実施している。

しかしながら、ここ 10 年間、県内総生産の増加額は、全都道府県のうち最下位の岡山県に次いで悪くなっており、このような状況を踏まえ、個別事業ごとに成果の総点検を行い、事業の選択と集中を図るとともに、効果が地域に留まるものについては、基礎的自治体や民間の自主性に委ね、県として伸ばすべき分野について、企業のニーズに応じた効果的な事業推進を図るべきである。

企業誘致については、県の団地も市町村の団地も売れ残りが多いという課題を踏まえ、未分譲地の利活用についても検討するとともに、戦略的な誘致策について検討すべきである。

観光産業の振興については、広域的な観点が必要であり、県、県観光連盟、基礎的自治体、観光事業者などとの適切な役割分担を踏まえ、産業として取り組むとともに、国内外からの集客が行えるよう推進体制の見直しを進めるべきである。

【 対応方針 】

○ 事業の総点検と役割分担の見直し

毎年度実施している施策点検により事業の選択と集中を行い、効果が地域に留まるものについては基礎的自治体へ委ね、県として伸ばすべき分野について、企業のニーズに応じた効果的な事業推進を図る。

○ 企業誘致の戦略的推進

海外を含めた優れた技術・人材・資金等を誘致し、県内への投資拡大が図られるよう、戦略的な企業誘致を推進する。

なお、未分譲の産業団地については、企業誘致以外の利活用も含めた検討を行う。

○ 観光振興の推進体制の見直し

観光振興については、県、県観光連盟、基礎的自治体、観光事業者などとの適切な役割分担を踏まえ、「観光交流県広島」の実現に向けて国内外からの集客が行えるような推進体制の見直しを進める。

雇用労働施策のあり方

〔 審議会中間報告 〕

平成 11 年の職業安定法改正に伴い、平成 12 年度から、地方事務官制度が廃止され、厚生労働省の地方機関として広島労働局が設置され、職業安定業務は、基本的に国が一元的に担うべき業務として整理されている。一方で、併せて雇用対策法が改正され、「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされている。

しかしながら、職業安定業務は、経済・産業施策と連動させて総合的・一体的に行うことが効果的な地域性の強い業務であり、地域の実情に応じて県が行うべき業務である。このため、国の総合規制改革会議の検討状況にも留意しつつ、国から県への再移管や民間との役割分担のあり方について具体的な検討を進めるとともに、国から県への再移管について国へ提案すべきである。

また、雇用労働行政では、事業の対象・効果が地域に限定される雇用労働相談会などについては基礎的自治体を実施すべきであり、県が実施している具体的な事務について整理を行う中で、役割分担を明確にしていくべきである。

職業紹介については、規制緩和の流れの中で、民間の役割も高まっており、国の総合規制改革会議の検討状況にも留意しつつ、民間との役割分担のあり方を明らかにしながら、規制緩和について国へ提案すべきである。

【 対応方針 】

○ 職業安定業務の国から県への再移管の検討

職業安定業務は、経済・産業施策と連動させて総合的・一体的に行うことが効果的な地域性の強い業務であり、国の総合規制改革会議の検討状況にも留意しつつ、県への再移管や民間との役割分担のあり方について具体的な検討を進めるとともに、国への制度改正提案を検討する。

○ 基礎的自治体の関与のあり方の検討

事業の対象・効果が地域に限定されるものについては基礎的自治体を実施するものとし、県は、全県的な立場から雇用計画・方針の策定、広範な雇用労働情報の一元的な提供、緊急性の高い若年対策などの事業を重点的に実施する。

○ 職業紹介の規制緩和の検討

職業紹介の規制緩和について、国の総合規制改革会議の検討状況にも留意しつつ、民間との役割分担のあり方を明らかにしながら、国への制度改正提案を検討する。

(4) 農林水産分野

① 農林水産業関係の基盤整備のあり方

〔審議会中間報告〕

農林水産業関係の基盤整備は、ほ場整備等の生産基盤整備と公園やコミュニティ施設等の農山漁村の生活環境整備を一体的に整備する事業が中心となっており、市町村が実施するものよりも県が実施するものが多い。県と市町村の役割分担は技術的専門性や広域性ではなく、受益面積や事業費の大小等で区分されている。

生産基盤や生活環境の整備は、基本的には基礎的自治体が分担すべき事務事業であり、技術的にも能力的にも基礎的自治体で実施可能であることから、今後は基礎的自治体が地域づくりやまちづくりの観点に立って、企画立案段階から整備後の管理まで一貫して実施できるよう、基礎的自治体に事業実施を委ねるべきである。

国土・県土の保全に関しては、例えば県が保安林を指定し、その区域内で治山事業を実施するなど、県が広域的な計画を策定して事業を実施しているものが多く、広域的な計画を立てて実施していく必要があるが、個々の施設整備は市町村でも実施可能である。

今後は全体の保全計画については県が策定し、事業実施は原則として基礎的自治体に委ね、技術的専門性を要する大規模なものについて県が実施することとし、県と基礎的自治体の役割分担を明確にすべきである。

農林水産分野における行政の仕事は、農林水産業の振興から農村の生活環境整備や環境・水資源の維持などに転換しており、今後は産業振興と国土・県土保全の2つの方向性を踏まえて事務事業を効率化していく必要がある。その際、環境問題や水資源の確保、食の安全といった基礎的自治体だけで対応できない課題もあり、県と基礎的自治体の役割を明確にすることが必要である。

今後は、基礎的自治体が地域における産業振興や農山漁村整備を総合的に担い、県は広域的な産業振興や環境・国土保全に関する企画立案を担うという役割分担を基本に、簡素な組織を目指して県の組織のあり方について十分な検討を行うべきである。

【 対応方針 】

○ 生産基盤や生活環境の整備に関する事業の見直し

基礎的自治体を事業主体とする団体営事業を基本とし、技術的専門性を要する大規模なものについて県営事業の実施を検討する。また、県営事業については、企画立案段階も含めた基礎的自治体に対する事務委託を検討する。

国に対しては、基礎的自治体が各種の基盤整備事業を実施できるよう、補助金を廃止して基礎的自治体の一般財源とするよう提案を行う。なお、国庫補助が存続する場合は基礎的自治体が現在の県営事業レベルの事業を実施できるよう採択要件等の見直しを提案する。

○ 国土・県土保全に関する事業の見直し

事業ごとに県と基礎的自治体の役割分担を整理し、基礎的自治体の役割分担に該当するものは基礎的自治体ができる仕組みを検討し、全体の保全計画策定と技術的専門性を要する大規模な事業について県の事業実施を検討する。また、県営事業については企画立案段階も含めた基礎的自治体に対する事務委託を検討する。

国に対しては、補助金を廃止して県、基礎的自治体それぞれの一般財源とするよう提案を行う。なお、国庫補助が存続する場合は基礎的自治体が事業主体となる事業の拡充を提案する。

○ 農林水産行政に関する事務事業と組織の見直し

県と基礎的自治体、農業者・農業団体等の役割分担を踏まえ、今後県が担うべき広域的事務や企画立案事務を精査し、「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の見直しを含め、県が担うべき役割と事務事業を明確にして、県の組織のあり方を検討する。

② 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方，産地育成や施設整備に対する関与のあり方，農林水産業関係の規制・監督行政のあり方

〔審議会中間報告〕

農林水産業の振興については，規制と補助を手段とする行政が農業の競争力を低下させ，行政コストを増大させていると考えられ，基本的方向として規制緩和と事務事業の徹底的な簡素化を図る必要がある。

また，市町村合併の進展を踏まえると，基礎的自治体が地域における産業施策として，地域の実情を踏まえて農業経営体の育成や企画立案から補助実施まで一貫した事業実施を行えるよう，農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を見直す必要がある。

規制行政の例として農地法等による土地利用規制がある。市町村，県，農業委員会，農業会議といった多段階の組織で実施されているが，例えば農業委員会の事務事業は首長部局と十分調整が行われるケースが多く，農業委員会の設置について地域の実情に応じて対応できるよう，早急に必置規制を解除すべきである。

また，その他の規制監督行政の中にも，すでに目的を達成したと考えられるものや民間の自主的な処理に委ねることが可能と考えられるものも多く見られる。県が独自に実施できるものについては規制撤廃と事務の簡素化を実施し，農業委員会の必置規制など法令改正を要するものは，国に規制緩和と事務の簡素化を要望すべきである。

農業経営体の育成・支援については，地域において県と市町村が一体となっていており，事務事業が重層的である。農業施設等の整備等に対する補助金についても，市町村・県・国にわたる多段階の事務処理を要し，重層性・多段階性が顕著である。今後は，農業法人の設立支援など，県と市町村が類似の事務を行っているものは基礎的自治体で実施し，補助事務も基礎的自治体で完結するよう，国に対して制度の徹底的な簡素化と補助金を廃止して基礎的自治体に対して一般財源措置を行うよう提案すべきである。

なお、野菜等の価格低落時に生産者に補給金を交付するため、生産者等の拠出に県や市町村が助成を行って基金を造成する価格安定基金制度が行われているが、社会がグローバル化する中でどのような意義があるのか、県として施策を講じる場合は消費者としての県民に十分に説明責任を果たしていく必要がある。

農業関係の制度金融の利用状況は、平成14年度の新規融資枠60億4千万円弱に対して、利用実績が15億7千万円強（融資枠の26%）と低迷しており、融資総枠の見直しやメニューの見直し等を行うべきである。

県として、食料自給率等をどうしていくか、どの作物に力を入れていくかなどについて、広域的な視点に立って方針を整理し、基礎的自治体や農業者に明確に示していくべきである。生産額・就業構造等の指標や県内の農林水産業の実態を踏まえて、県として広域的な視点から農業振興の方向性や目標を明確にするとともに、基礎的自治体や農業団体・農家との適切な役割分担を行い効率的・効果的に施策を実施していくべきである。

【 対応方針 】

○ 規制監督行政の見直し

農地転用許可や保安林の指定・解除など、法令に基づく規制について県独自に見直しに着手し、国に規制撤廃や事務の簡素化を提案する。

かんきつの検査やみつばち転飼の許可など、条例、規則、要綱等による規制の見直しに着手し、早期の規制撤廃や経由事務廃止などの簡素化を図る。

規制行政の見直しに合わせて、規制と抱合せになっているかんきつ等の規格制度や事業者間の調整等を行う会議等の民間実施への移行等を検討し、必要なものについては国に提案を行う。

○ 基礎的自治体への移譲事務の検討

基礎的自治体が地域の実情を踏まえて農業経営体の育成や企画立案から補助実施まで一貫した事業実施を行い、総合的・一元的な農業振興施策を行えるよう、農業経営体の育成・支援など県と市町村が重複した事務事業を行っているものの見直しや、農業委員会系統組織の業務・組織のあり方につい

て検討を行い、必要なものについて国に制度改正を提案する。

地域事務所農林局の事務事業について、農業経営体の育成・支援など県と市町村が重複した事務事業を行っているものを見直して、基礎的自治体に移譲するものを明確にし、県として担うべき事務事業については、本庁直轄化を基本に事務処理の簡素化を進める。

基礎的自治体がまちづくりや農山漁村の整備を担っていくうえで必要な都市計画、農地転用、保安林等の土地利用規制権限の移譲について部局を越えた検討を行い、必要なものについて国に制度改正を提案する。

農業経営基盤強化法等の法施行事務費や施設整備補助について、国に補助金廃止と基礎的自治体に対する一般財源措置及び制度の簡素化を提案し、国県市町村による多段階の事務処理の解消を提案していく。

○ 農林水産業関係の制度金融の見直し

利用実績を踏まえ、J A等の民間金融機関と県、基礎的自治体の役割分担に基づいて、今後とも融資総枠やメニューの見直しを進めていく。

○ 県の農業振興施策のあり方検討

県内総生産額に占める農林水産業の粗生産額等の経済指標や農林水産業の実態、農業団体・農家と行政の役割分担等を踏まえて、広域的な視点から農業振興の方向性や目標を明確にし、基礎的自治体へ移譲すべき事務事業と広域的自治体として県が果たすべき新たな役割について考え方を取りまとめる。

③ 農業改良普及事業のあり方

〔審議会中間報告〕

農業改良普及事業は、国県協同事業として実施され、国は県に対して交付金を措置するとともに、普及職員と農業改良普及センターについて必置規制を設けている。現在、広島県においては、県内全域を所管する「農業改良普及センター」を設置して主に大規模農家等を対象に技術普及を行い、各地域

事務所に「地域営農課」を設置して地域の農家に対する経営指導や技術指導、農業の担い手育成・支援を行っている。

農家に対する経営指導や技術指導については、地域に熟練した農家が多く存在しており、農家同士の相互補完に任せるべきである。農業法人の設立支援などの担い手の育成・支援は、現在でも市町村が県と一体となって実施しており、基礎的自治体の自主的な対応に委ねるべきである。

県の農業改良普及事業は、産地づくりの支援等のために高度な生産技術や新しい技術の移転等が必要とされる場合に、農業技術センターが開発した高度な技術を専門の農家に普及していく特殊なものに絞るべきである。基礎的自治体は、自ら技術者を確保して、自主的に地域の特産品づくり等を目指していくべきである。

【 対応方針 】

○ 農業改良普及事業に関する役割分担の明確化と組織・機能の見直し

県の役割は、農業技術センターの研究開発と連動した技術普及に特化することとし、そのために必要な組織・機能の検討を行う。地域の農家の経営改善や技術習得は農家の自主的な対応に委ね、農業法人の設立支援や地域の特産品づくり等に関する事務については、基礎的自治体が自主的に対応できる仕組みを検討し、国に基礎的自治体に対する一般財源措置を提案していく。

（５）土木建築分野

① 土木建築関係の基盤整備のあり方

〔審議会中間報告〕

土木建築関係の基盤整備やその管理については、道路、港湾、河川、砂防等、いずれも、住民の視点に立って実施することが重要であり、整備計画の策定に当たっては、関係自治体の意見を十分聴取する必要がある。その上で、住民生活に密着しているもの、まちづくりと密接に関係があるもの、あるいは効果が一地域に留まるものについては、可能な限り基礎的自治体で実施で

きる仕組みを検討すべきである。

道路については、県が管理している道路のうち、生活道路としての性格が強いものや、主としてその効果が一つの基礎的自治体で完結するものは、改良工事を含めて維持管理を基礎的自治体で実施できるよう、検討を進めるべきである。また、一般国道の実延長のうち 70%は、既に県が管理している状況を踏まえ、国が管理している県内完結の国道については、県による管理を検討し、必要に応じて県への移管を国へ提案すべきである。

河川、砂防等については、治水・利水機能や親水機能を考慮しながら、管理のあり方について検討を進める必要がある。中でも、親水機能の整備は住民生活との関わりが深い分野であり、基礎的自治体における取組みを促進すべきである。また、一級河川の流路延長のうち 87%は既に県が管理している状況を踏まえ、国が管理している県内の一級河川について、県による管理（隣接県との共同管理を含む）を検討し、必要に応じて県への移管を国へ提案すべきである。

急傾斜地崩壊対策事業等については、地域性が強いものは、まちづくりの観点から、基礎的自治体における取組みを促進すべきである。

地方港湾については、地域性が強いものは、地域の交通やまちづくりの観点から、将来的には港湾管理権限の移管も視野に入れながら、基礎的自治体が総合的に管理できる仕組みを検討すべきである。

【 対応方針 】

○ 道路の整備・管理業務の見直し

県が管理している道路のうち、生活道路としての性格が強いものや、路線が合併後の基礎的自治体で完結するもののうち、基礎的自治体で管理する方が効率的であるものについては、基礎的自治体へ移管する道路や条件整備等について、検討を進める。

○ 河川、砂防等の整備・管理業務の見直し

県が管理している河川や砂防等については、県と基礎的自治体の役割分担を踏まえ、管理のあり方について検討を進める。現行制度上、河川工事や維

持を基礎的自治体で行うことが可能となっており、親水機能の整備等は、この制度の活用を進める。

急傾斜地崩壊対策事業等について、地域性の強いものは、基礎的自治体が事業主体となって工事を実施する方向で取り組む。

○ 港湾の整備・管理業務の見直し

県が港湾管理者である地方港湾について、地域性が強く基礎的自治体が担うべきものと、広域的に利用されており県が担うべきものに仕分けし、基礎的自治体が担うべきものについては、港湾管理権限の基礎的自治体への移管を検討する。

○ 国道及び一級河川の国から県への移管の検討

国が管理している県内完結国道及び県内一級河川の県への移管について、財源措置等を含め、検討を行う。

② 都市・建築行政のあり方

〔審議会中間報告〕

都市計画については、可能な限り基礎的自治体へ委ねるべき分野であり、地方分権の流れの中で権限移譲の方向にはあるが、まだ、県に決定権が残されている部分も多いので、知事の権限について、基礎的自治体へ移譲できるものを精査した上で移譲を進め、必要に応じて国に対して法改正を提案すべきである。

建築確認の事務については、現在、広島市、福山市及び呉市は特定行政庁として、尾道市、三原市、東広島市及び廿日市市は限定特定行政庁として建築主事を設置し、これら7市においては、全部又は一部の事務を取扱っている。今後、民間指定機関の活用を更に進めるとともに、建築主事を可能な限り基礎的自治体へ設置するなどにより、権限の移譲を進めるべきである。

都市公園については、効率的な管理運営を図るため、民間活用や基礎的自治体への移譲等について総合的に整理すべきである。

県営住宅については、効率的な管理運営を図るため、既存の県営住宅の管理は民間活用を図る方向で検討すべきである。また、新たな公営住宅の整備については、住民と密接した業務であり、極力基礎的自治体へ委ねる方向で整理すべきである。

【 対応方針 】

○ 都市計画事務の基礎的自治体への移譲

都市計画に係る知事の権限については、市町村合併に伴う基礎的自治体の執行体制の整備状況を勘案しながら、更なる権限移譲ができるよう、法改正に向けて国へ提案を行う。

○ 建築確認事務の基礎的自治体への移譲検討

民間指定機関の活用推進に努めるとともに、合併後の基礎的自治体へ建築主事を設置するよう働きかける。建築主事設置にあたっては、県の人的支援等について検討を行う。

○ 都市公園のあり方の検討

都市公園の効率的な管理運営を図るため、他の公の施設と同様に、指定管理者制度の導入を視野に入れた民間活用等を含め、管理委託の総合的な検討を行う。

○ 県営住宅のあり方の検討

既存の県営住宅の管理については、国土交通省において指定管理者制度適用について整理を行っているところであり、この制度の導入を視野に入れた民間活用を早急に検討する。新たな公営住宅の整備については、極力基礎的自治体へ委ねる方向で、県の関与のあり方について検討する。

（６）教育分野

① 義務教育のあり方

〔審議会中間報告〕

公立の小中学校については、市町村に設置義務があり、市町村が管理運営

を行っているが、学級編制は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、全国一律に定められるとともに、この基準によって配置した教職員の給与費は県が支出し、その一部を国が負担する制度（義務教育費国庫負担制度）となっている。

児童生徒数が急減する中で小規模校が増加し、非効率な学校運営がなされているケースがある。小規模校においては、団体活動が十分展開できない点や、複式学級であるがゆえの問題など、教育面の課題も多いことから、教育内容の充実を図る上でも統廃合を推進すべきである。

小規模校の統廃合を進めるに当たって、統廃合後の学校施設や跡地を地域拠点として利用したり、通学バスを福祉目的も含めて利用するなど、地域振興や総合行政の観点も必要であり、教育委員会だけでなく知事部局の視点も加えた検討を行うべきである。また、統廃合後の利用方法が制約（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等）される場合があるため、これらの制約が極力排除されるよう制度の見直しも必要である。

政令指定都市の県費負担教職員については、任命権を政令指定都市が持っているが、広域人事を活発化し、教職員の資質向上を図る観点から、県に一元化すべきである。

【 対応方針 】

○ 小規模校の統廃合の推進

遠距離通学対策や統廃合後の学校施設や跡地の利用方法などについて、全庁的な支援を検討することも含めて、小規模校の統廃合を総合的に推進する。

○ 小規模校の統廃合後の制約の見直し、国への提案

統廃合後の学校施設の利用方法等について、民間への譲渡や営利目的の施設への転用などに係る年数制限等の制約を洗い出し、緩和すべき制約については、見直しを行うよう国への制度改正を提案する。

○ 政令指定都市の教職員の任命権の見直しについて国への提案

政令指定都市の県費負担教職員について、人事管理を県で一元的に実施できるように、現在政令指定都市が有している教職員の任命権を県の権限とする

よう、国に対して制度改正提案を行う。

② 生涯学習における県教育委員会の役割の整理

〔審議会中間報告〕

人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択できる生涯学習社会の実現のため、学校教育、社会教育、スポーツ、文化活動などを包括して学習機会を総合的に振興していくことを目的として、国、県、市町村において、多様な取組みが行われている。基本的には、これらの生涯学習機会の多くは、学校教育に係わる部分を除いては、個人や地域の個性を生かすべき分野であり、民間の自主的・主体的な取組みを最優先し、行政の役割や関与は縮小すべきである。

また、行政が関与する場合も、地域の実態や住民ニーズに即した活動が可能で、かつ地域住民や地域に根ざした活動団体との協働が可能な基礎的自治体を中心に役割を整理すべきである。

従って、県教育委員会の生涯学習に関する役割は、極力縮小し、県教育委員会は、学校教育の充実に全力を投入すべきである。

また、生涯学習について、できるだけ国や県の関与を縮小し、基礎的自治体の自主性・自立性を高め、効率的な行政を推進する観点から、生涯学習に係る国庫補助金については、基礎的自治体の一般財源として措置されるべきである。

県立の社会教育施設については、生涯学習に係る県の役割の縮小に併せて、その必要性を再検討し、他の公の施設と同様の視点で、廃止も含め、基礎的自治体への移譲や民間活用など、施設ごとにそのあり方の検討をすべきである。

【 対応方針 】

○ 県教育委員会の組織、予算の見直し

生涯学習については、できるだけ民間や基礎的自治体に委ねるという方針

で、県教育委員会の役割を精査し、学校教育に係わる社会教育の部分も含めて、来年度以降の事業や予算を精選するとともに、関係組織や執行体制についても、それにふさわしいものへと見直しを検討する。

○ 国庫補助事業の見直しについて国への提案

生涯学習に関しては、国の委託事業や補助金が県を経由して市町村で事業実施されている状況があるが、基礎的自治体の自主性に委ねるという観点から、国庫補助制度を廃止して一般財源化するよう関係省庁への制度改正の提案を行う。

○ 社会教育施設の民間活用等の検討

青少年教育施設については、現在実施している行政評価の手法を活用した見直しを踏まえて、廃止を含め、指定管理者制度を視野に入れた民間活用や、基礎的自治体への移譲を検討する。また、生涯学習センター等の社会教育施設についても、同様の考え方で、それぞれの施設の特性や利用の実態を踏まえて、廃止も含め、指定管理者制度を視野に入れた民間活用、基礎的自治体への移譲などを検討する。

Ⅲ 行財政改革に係る方向

広島県においては、これまでも「行政システム改革推進計画(平成12～平成16)」や「中期財政運営方針(平成12年度～平成16年度)」に基づく改革を推進し、組織・定数のスリム化や財政の健全化などに取り組んできた。

しかし、長引く景気の低迷などにより、本県を取り巻く財政環境はさらに厳しさを増し、財源不足額は毎年度400億円前後発生するとともに、経常収支比率や公債費に関する財政指標等も悪化し硬直化が一段と進むなど、本県財政は、極めて危機的な状況に直面している。

また、今後も、県税収入の増加が見込めない一方、公債費などの増加により、財源不足はさらに拡大し、概ね500億円から700億円に達する見込みであり、このまま財政改革を実施しなければ、当初予算の編成不能、財政再建準用団体となる恐れがあり、こうした事態を回避する必要がある。

加えて三位一体改革による影響も懸念される中で、短期的には、財政危機の回避、中長期には、持続可能な財政構造の確立、財政の弾力性の回復を目指して、歳出全般の徹底した見直しをはじめ、抜本的な財政健全化策を実行し、財源不足の早期解消を図る必要がある。

併せて、施策の選択と集中の更なる徹底により、県政中期ビジョンの目指す活力ある「元気な広島県づくり」の推進に並行して取り組む必要がある。

また、市町村合併が目前に迫るなど地方分権が本格化する中、県・基礎的自治体を通じた地方自治行政全体の簡素・効率化の推進が喫緊の課題であり、新たな県の役割分担を踏まえた最も効率的な「小さな行政」を実現するためにも、民間で実施可能な事業については、民間への移管・開放を検討するなど、全ての事務事業や組織機構について徹底した見直しを推し進めていく必要がある。

このように行財政システム全般にわたる抜本的な改革を実施することは不可欠な状況であり、これまで審議会で議論されてきた、事務事業の見直しや財政健全化への取組みの方向性を踏まえ、行財政改革に係る取組みの方向を次のとおりとする。

1 財政健全化に向けての取り組み方向

健全な財政基盤を早期に実現するため、次のとおり、期間、目標を設定して、財政改革に取り組む。

① 目的

- 短期的には、予算編成を可能とし、財政再建準用団体となる恐れを回避する。
- 中期的には、持続可能な財政構造の確立を目指す。
- 長期的には、財政の弾力性の回復を実現する。

② 計画期間

- 平成17年度～平成21年度までの5年間。ただし、緊急に取り組む必要があるものは平成16年度から実施する。
- 平成16年度～平成18年度までの3年間を「集中対策期間」と位置付け、重点的な取り組みを実施する。
- 平成19年度以降の対策は、県税収入等の財政環境、三位一体改革の動向等を踏まえて、平成18年度に見直す。

③ 目標設定

- 約700億円の財源不足の早期解消を目指す。
- 集中対策期間で、平成18年度における財源不足額を、収支見通しに対し350億円程度圧縮することに取り組む。
- 平成16年度から平成18年度までの3年間で、プライマリーバランスの黒字化を図る。

④ 財政健全化方策

- 歳出では、内部事務経費の徹底した節減を行うとともに、人件費、公共事業、一般事業の3分野において、歳出削減を行う。特に、国庫補助事業についても思い切った見直しを行う。
- 歳入では、収入未済額の縮減、県有財産の売却、受益者負担の適正化など歳入の確保を図る。
- 施策の選択と集中の更なる徹底により、活力ある「元気な広島県づくり」

のための総仕上げである第4期実施計画に必要な財源の確保に努める。

2 行政システム改革の取組み方向

① 事務事業の見直し

- これまで審議されてきた事務事業の分野ごとの代表的な18論点の見直しの方向性やこれの基となった「事務事業見直し基準」を踏まえ、県が実施するこれ以外を含む全ての事務事業の見直しや事業執行の効率化に取り組む。

② 職員数の見直し

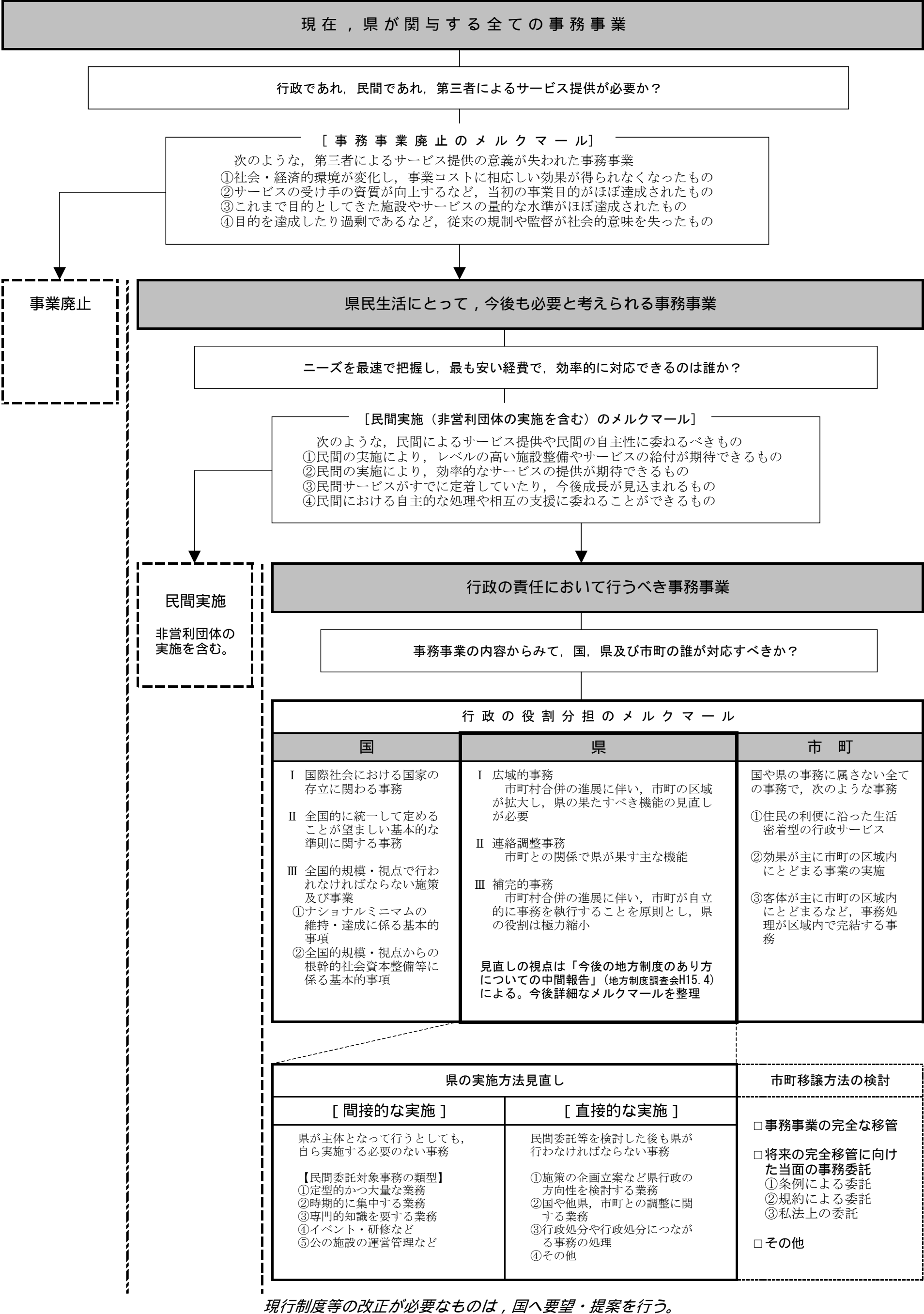
- 県財政の危機的な状況の下、事務事業や組織機構の徹底した効率化、減量化や基礎的自治体への事務・権限移譲の進展等を考慮しながら、職員数の見直しに取り組む。

③ 組織機構（地域事務所）の見直し

- 県の組織・機構は、行政需要の変化に即応して事務事業を最も効率的、効果的に執行できるように編成すべきであり、県と市町、行政と民間の新たな役割分担や交通機能の発達による生活圏の拡大、情報通信網の整備などを踏まえた上で、より良い行政サービスを提供できる効率的・効果的な組織体制の構築へ向けた見直しが急務である。
- このような状況の中で、特に総合事務所としての地域事務所については、基礎的自治体への事務・権限移譲が進展した段階における廃止を念頭に、今後の見直しを行う。
 - ・ 廃止までの暫定期間として、合併後の基礎的自治体の行政体制の整備状況や本庁との役割分担を考慮しながら、分野ごとに事務・権限の移管スケジュールを立て、それに対応した地域事務所の組織体制や機能等を検討する。
 - ・ その際、市町村合併により広域化する基礎的自治体に対応するため、地域事務所の所管区域の広域化を検討する。
 - ・ 地域事務所の支局・分室等については、業務量や管内市町村の合併状況等を踏まえ、統廃合を進める。

IV 資 料

1 事 務 事 業 見 直 し 基 準 に つ い て



現行制度等の改正が必要なものは，国へ要望・提案を行う。

2 「分権改革推進プログラム」の策定スケジュール

